



経営者必見！ 財産形成のコツ

～ 必要な理由とそのポイント～

- 日本の所得税・住民税について
- 超過累進課税のイメージ
- 役員報酬を毎年増やした場合
- 退職金の優遇税制
- 「役員報酬の上乗せ」と「退職金による支給」との比較
- 退職金課税の優遇措置
- 役員退職慰労金(退職金)準備のための生命保険の活用

法人向け保険商品は、被保険者に万一のことがあった場合、保険金等を事業保障資金などの財源として活用いただくための、「保障」を目的とする商品です。ご加入の検討時には、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を確認してください。

本冊子は2025年1月現在の税制に基づき作成されております。税制改正等で変更になることがありますのでご注意ください。
また、個別の取扱いにつきましては所轄の税務署等にご相談下さい。

□ 日本の所得税・住民税について

所得税・住民税計算の基本的な考え方



所得税は、収入金額(個人の場合は売上など)から必要経費等を引いて所得金額を求め、これに各種の控除等を考慮し、課税所得金額を求めます。そして得られた金額から所得税・住民税を計算します。実際の計算方法は次ページ以降で解説します。

<注>実際には税額控除など他に考慮すべきものもありますが、ここでは基本的な考え方を示します。

□ 超過累進課税のイメージ

所得税の税率

| 課税所得金額 | | 税率 | 速算控除額 |
|-------------|----------------|-----|------------|
| 1,000円 | から 1,949,000円 | 5% | — |
| 1,950,000円 | から 3,299,000円 | 10% | 97,500円 |
| 3,300,000円 | から 6,949,000円 | 20% | 427,500円 |
| 6,950,000円 | から 8,999,000円 | 23% | 636,000円 |
| 9,000,000円 | から 17,999,000円 | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 | から 39,999,000円 | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 | から | 45% | 4,796,000円 |

住民税の税率(所得割)

所得金額にかかわらず

10%

税率は一律ではなく、所得が一定の金額を超えると、**超えた部分についてより高い税率**で税金が課されます。



超過累進課税

<注> 所得税と住民税の所得控除の差額および調整控除、住民税の均等割は考慮していません。
所得金額から所得控除を差し引いた金額が0円以下の場合には課税されません。
令和19年までは、この他に復興特別所得税が課されますが、ここでは考慮していません。

□ 「役員報酬の上乗せ」と「退職金による支給」との比較

役員報酬1,800万円に毎年200万円を
20年間(合計4,000万円)上乗せ

役員報酬の上乗せではなく、毎年200万円
を退職金として積み立て、4,000万円を
「退職金」として退職時にまとめて支給

税金 2,000万円
手取り 2,000万円



税金 383.9万円
手取り 3,616.1万円

役員報酬の上乗せ

退職金

